

豊明市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、意思決定過程における市民の市政への参画の促進と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策、条例等の策定案を広く公表し、市民等から当該策定案に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に通勤し、又は通学する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策、条例等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画（全市域を対象とするものに限る。）の策定又は改定

- (3) 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定について実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合
(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策等の案をその概要と併せて公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料
(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、広報とよあけ及び市のホームページへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、意見等の提出を受けるに当たり、政策等の案の公表の日

から30日以上の間を設けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第8条 前条に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たつての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表し、政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。

3 前項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たつて広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(実施責任者)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第12条 市長は、パブリックコメント手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により市民等に情報の提供をするものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。